

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・ 指定公金事務取扱者の指定（4件）	農 政 課
・ 家畜精液手数料の徴収事務に係る指定公金事務取扱者の指定及び委託	畜 産 課
・ 肉用牛の販売事務に係る指定公金事務取扱者の指定及び委託	//
・ 一般競争入札の参加者の資格等	物 品 管 理 室
◎ 公 告	
・ 落札者等	スマート県庁推進課
・ 令和7年度鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る公告及び縦覧の実施	自 然 環 境 課
・ 漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（4件）	漁 業 振 興 課
・ 土地改良区の役員の就退任	農 村 整 備 課
・ 土地改良区の定款変更の認可	//
・ 都市計画の図書の縦覧（2件）	都 市 政 策 課
・ 一般競争入札の実施	物 品 管 理 室
◎ 選挙管理委員会告示	
・ 選挙人名簿登録者数の50分の1の数及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに県議会議員選挙区別の3分の1の数	選挙管理委員会書記室

## 告 示

### 長崎県告示第325号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し、公金の収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年6月17日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 委託事務  
長崎県農林技術開発センター農産園芸研究部門において生産された、花き類の販売に係る収入金の収納事務
- 2 受託者の所在地及び氏名  
所在地 諫早市川床町576-1  
氏 名 株式会社諫早花市場 代表取締役 土肥 孝好
- 3 指定公金事務取扱者の指定日及び委託年月日  
令和7年4月1日
- 4 委託期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

**長崎県告示第326号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し、公金の収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年6月17日

長崎県知事 大石 賢吾

## 1 委託事務

長崎県農林技術開発センター果樹・茶研究部門において生産された、果実の販売に係る収入金の収納事務

## 2 受託者の所在地及び氏名

(1) 所在地 諫早市栗面町174番地1

氏名 長崎県中央農業協同組合 代表理事組合長 里山 耕治

(2) 所在地 大村市杭出津1-840-3

氏名 県中央大村青果株式会社 代表取締役社長 柴田 幸広

## 3 指定公金事務取扱者の指定日及び委託年月日

令和7年4月1日

## 4 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

**長崎県告示第327号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し、公金の収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年6月17日

長崎県知事 大石 賢吾

## 1 委託事務

長崎県農林技術開発センター畜産研究部門において生産された、牛乳の販売に係る収入金の収納事務

## 2 受託者の所在地及び氏名

所在地 雲仙市瑞穂町古部甲2021

氏名 ながさき県酪農業協同組合 代表理事組合長 中村 隆馬

## 3 指定公金事務取扱者の指定日及び委託年月日

令和7年4月1日

## 4 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

**長崎県告示第328号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し、公金の収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年6月17日

長崎県知事 大石 賢吾

## 1 委託事務

長崎県農林技術開発センター畜産研究部門において生産された、豚の販売に係る収入金の収納事務

## 2 受託者の所在地及び氏名

所在地 島原市有明町大三東戊667-1

氏名 雲仙養豚農業協同組合 代表理事組合長 大庭 英行

## 3 指定公金事務取扱者の指定日及び委託年月日

令和7年4月1日

## 4 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

**長崎県告示第329号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し、公金事務（手数料の収納）を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年6月17日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 指定公金事務取扱者の指定日  
令和7年4月1日
- 2 指定公金事務取扱者の所在地及び名称
  - (1) 長崎市興善町6-7  
長崎西彼農業協同組合 代表理事組合長 中川 一範
  - (2) 諫早市栗面町174番地1  
長崎県央農業協同組合 代表理事組合長 里山 耕治
  - (3) 島原市萩原2丁目5192番地1  
島原雲仙農業協同組合 代表理事組合長 苑田 康治
  - (4) 佐世保市吉井町立石12-1  
ながさき西海農業協同組合 代表理事組合長 田中 芳秀
  - (5) 五島市籠淵町2450-1  
ごとう農業協同組合 代表理事組合長 家永 嘉弘
  - (6) 壱岐市郷ノ浦町東触560  
壱岐市農業協同組合 代表理事組合長 川崎 裕司
  - (7) 対馬市巖原町中村606-19  
対馬農業協同組合 代表理事組合長 縫田 和己
  - (8) 雲仙市瑞穂町古部甲2087-1  
長崎県酪農業協同組合連合会 代表理事会長 中村 隆馬
  - (9) 長崎市銭座町3番3号  
一般社団法人長崎県畜産協会 会長 家永 嘉弘
- 3 委託事務  
長崎県畜産関係手数料条例（平成12年長崎県条例第49号）別表27に規定する家畜精液取扱手数料の徴収事務
- 4 委託日  
令和7年4月1日
- 5 委託期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 長崎県告示第330号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し、公金事務（手数料の収納）を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年6月17日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 指定公金事務取扱者の指定日  
令和7年4月1日
- 2 指定公金事務取扱者の所在地及び名称  
福岡県太宰府市都府楼南5-15-2  
JA全農ミートフーズ株式会社 九州営業本部 本部長 中村 宏
- 3 委託事務  
長崎県肉用牛改良センターが出荷する肉用牛の販売事務
- 4 委託日  
令和7年4月1日
- 5 委託期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 長崎県告示第331号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次

のとおり告示する。

令和7年6月17日

長崎県知事 大石 賢吾

### 1 調達する物品の種類

調達する物品の種類は、次のとおりとする。

- |   |         |                       |      |
|---|---------|-----------------------|------|
| ① | 7入札第32号 | 生徒用・指導用端末（県立中学校・長崎地区） | 432台 |
| ② | 7入札第33号 | 生徒用・指導用端末（県立中学校・県北地区） | 432台 |
| ③ | 7入札第34号 | 生徒用・指導用端末（県立中学校・県央地区） | 432台 |

### 2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号いずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しないものである。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (4) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者
- (5) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (6) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (7) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

### 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

#### (1) 申請の時期

この告示の日から令和7年7月1日までとする。

#### (2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

#### (3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

##### ア 法人にあつては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

##### イ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

カ 印鑑届（様式第2号）

キ 口座振替申込書（様式第3号）

ク 取扱品目明細書（様式第4号）

ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）

コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）

サ その他知事が必要と認める書類

#### (4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定め

られた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1

〔名称〕長崎県出納局物品管理室

〔電話〕095-895-2884

〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>

4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)の(3)から(5)まで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和9年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和9年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

---

## 公 告

---

### 落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公示する。

令和7年6月17日

長崎県知事 大石 賢吾

1 名称

令和7年度長崎県テレワーク基盤用閉域網利用単価契約

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

---

長崎県総務部スマート県庁推進課（情報基盤班）

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 電話 095-895-2233

- 3 契約方法  
一般競争入札
- 4 落札決定日  
令和7年5月30日
- 5 落札者  
福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目6番1号  
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 九州支社  
九州支社長 吉田 優子
- 6 落札価格  
123,921,491円（消費税及び地方消費税は含まない。）
- 7 入札公告日  
令和7年4月18日
- 8 落札方式  
最低価格

### 令和7年度鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る公告及び縦覧の実施（公告）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第29条第1項の規定に基づく鳥獣保護区特別保護地区の指定を行うため、法第29条第4項の規定において準用する法第28条第4項の規定による公告を行い、公告の日から起算して14日を経過する日までの間、以下の縦覧場所において縦覧に供する。

なお、法第29条第4項の規定において準用する法第28条第5項の規定に基づき、当該鳥獣保護区特別保護地区の区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間が経過する日までの間に、知事に指針案についての意見書を提出することができる。

令和7年6月17日

長崎県知事 大石 賢吾

#### 1 特別保護地区の概要

##### (1) 特別保護地区の名称

山王山鳥獣保護区山王山特別保護地区

##### (2) 特別保護地区の区域

長崎県南松浦郡新上五島町所在、山王山鳥獣保護区のうち、山王山山頂を起点とし、同所から旧若松町と旧上五島町の境界を南東に約250メートル進み、同所から南下する稜線を南に進み、林道佐ノ原線に至り、同所から同林道を北に進み、同林道から山王山山頂を東に見通す地点に至り、同所から山王山山頂に通じる山道を東に進み、起点に至る線に囲まれた区域

##### (3) 特別保護地区の存続期間

令和7年11月1日から令和17年10月31日まで（10年間）

##### (4) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

##### (5) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、五島列島の中通島に位置する標高439mの山王山の南側及び西側の斜面を中心とする区域で、五島列島では数少ない自然林が残存し、特に山頂部にはアカガシが優先する自然林が見られる。

区域内では、メジロ、ウグイス、ホオジロ等が高密度に繁殖するほか、ヒヨドリ、キジバト、国指定天然記念物であるカラスバト等の生息も見られる。また、東シナ海を南下、北上する渡り鳥の中継地点となっており、度々ヤツガシラ等の旅鳥の姿が確認されている。

以上のとおり、当該区域は、鳥獣の生息・繁殖地として山王山鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、法第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

#### 2 特別保護地区の保護に関する指針

##### (1) 保護管理方針

- ・鳥獣保護管理員や職員による巡視及び有識者へのヒアリング等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。
- ・鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、新上五島町、地元団体、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
- ・利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、鳥獣保護管理員や職員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣の救護を含め、新上五島町や関係機関との連携を図りその対応に当たる。

### 3 縦覧場所

長崎県県民生活環境部自然環境課

同 島原振興局管理部総務課

同 県北振興局管理部総務課

同 五島振興局管理部総務課

同 壱岐振興局管理部総務課

同 対馬振興局管理部総務課

新上五島町住民生活課

#### 漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和7年6月17日

長崎県知事 大石 賢吾

#### 1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名  
長崎県平戸市獅子町643番地2  
小嶋 昭治  
長崎県平戸市根獅子町922番地  
山中 弘之
- (2) 加入区  
獅子加入区
- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
平戸市漁業協同組合

#### 2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間  
公告の日から15日間
- (2) 縦覧場所  
長崎県平戸市宮の町655番地13  
平戸市漁業協同組合

#### 漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和7年6月17日

長崎県知事 大石 賢吾

#### 1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名  
長崎県松浦市星鹿町岳崎免75番地23  
桑下 須奈雄  
長崎県松浦市星鹿町岳崎免2440番地2  
坂本 伸一

- (2) 加入区  
新星鹿加入区
  - (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
新松浦漁業協同組合
- 2 指定漁船調書の縦覧
- (1) 縦覧期間  
公告の日から15日間
  - (2) 縦覧場所  
長崎県松浦市鷹島町阿翁浦免637番地  
新松浦漁業協同組合

#### 漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和7年6月17日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 届出事項
- (1) 発起人の住所及び氏名  
長崎県島原市霊南一丁目52番地  
梅田 典男  
長崎県島原市浦田二丁目645番地1  
小竿 進司
  - (2) 加入区  
島原加入区
  - (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
島原漁業協同組合
- 2 指定漁船調書の縦覧
- (1) 縦覧期間  
公告の日から15日間
  - (2) 縦覧場所  
長崎県島原市霊南2丁目16番地21  
島原漁業協同組合

#### 漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和7年6月17日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 届出事項
- (1) 発起人の住所及び氏名  
長崎県五島市富江町黒瀬528番地3  
田原 徳幸  
長崎県五島市富江町黒瀬478番地  
野崎 久則
  - (2) 加入区  
黒瀬加入区
  - (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
五島漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県五島市福江町1190番地9

五島漁業協同組合

**土地改良区の役員の就退任（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、佐世保南土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和7年6月17日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
指 方 博 之	佐世保市瀬道町205	川 口 忠 秋	佐世保市城間町591
橋 川 昌 利	佐世保市奥山町326-1	指 方 博 之	佐世保市瀬道町205
岩 永 博 司	佐世保市城間町522-2	古 達 博 文	佐世保市萩坂町730-1
岡 村 栄	佐世保市瀬道町563	岡 村 栄	佐世保市瀬道町563
宗 方 勝 徳	佐世保市瀬道町1063	宗 方 勝 徳	佐世保市瀬道町1063
山 田 達 美	佐世保市瀬道町1801-1	山 田 達 美	佐世保市瀬道町1801-1
上 野 学	佐世保市城間町1023-2	岩 永 博 司	佐世保市城間町522
渡 木 圭	佐世保市城間町286-1	上 野 学	佐世保市城間町1023-2
日 宇 君 則	佐世保市城間町746-2	野 田 和 正	佐世保市城間町39
奥 谷 利 見	佐世保市奥山町1779	奥 谷 利 見	佐世保市奥山町1779
橋 口 文 夫	佐世保市奥山町1084	橋 口 文 夫	佐世保市奥山町1084
尾 崎 哲 夫	佐世保市奥山町334	尾 崎 哲 夫	佐世保市奥山町334
堀 川 正 昭	佐世保市長畑町1336-1	堀 川 正 昭	佐世保市長畑町1336-1
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
林 繁 徳	佐世保市瀬道町1082	橋 川 昌 利	佐世保市奥山町326-1
上 野 周 二	佐世保市城間町1183-1	林 繁 徳	佐世保市瀬道町1082
阿 波 茂 敏	佐世保市長畑町555	上 野 周 二	佐世保市城間町1183

**土地改良区の定款変更の認可（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和6年12月17日臨時総代会議決）を認可した。

令和7年6月17日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 岐宿土地改良区  
認可年月日 令和7年6月6日

### 都市計画の図書の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年6月17日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 都市計画の種類  
長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）第一種市街地再開発事業  
大黒町地区第一種市街地再開発事業（長崎市決定）
- 2 縦覧場所  
長崎県土木部都市政策課及び長崎県長崎振興局

### 都市計画の図書の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年6月17日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 都市計画の種類  
長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）高度利用地区（長崎市決定）
- 2 縦覧場所  
長崎県土木部都市政策課及び長崎県長崎振興局

### 一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和7年6月17日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 一般競争入札に付する事項
  - (1) 購入物品及び数量

① 7入札第32号	生徒用・指導用端末（県立中学校・長崎地区）	432台
② 7入札第33号	生徒用・指導用端末（県立中学校・県北地区）	432台
③ 7入札第34号	生徒用・指導用端末（県立中学校・県央地区）	432台
  - (2) 購入物品の特質等  
仕様書による。
  - (3) 納入期限  
令和7年11月14日
  - (4) 納入場所及び条件  
仕様書による。
  - (5) 入札の方法  
前記(1)の物品ごとにそれぞれを入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
  - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める

期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

- (3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る資格を得ていること。
  - (4) この公告の日から10の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
  - (5) この公告の日から10の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法等
- 2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。
- 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先
- （名称）長崎県出納局物品管理室  
（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1  
（電話）095-895-2884  
（提出期限）令和7年7月1日17時00分
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等
- （住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1  
（名称）長崎県出納局物品管理室  
（電話）095-895-2881
- 5 契約条項を示す場所
- 4の部局等とする。
- 6 入札説明書の交付方法
- 長崎県出納局物品管理室ホームページ上（<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>）において、掲載する。
- 7 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限
- 入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。一般競争入札参加申請書には登録番号を必ず記載すること。
- （提出場所）長崎県出納局物品管理室  
（提出期限）令和7年7月29日 17時00分
- 8 同等品承認願の提出場所及び提出期限
- （提出場所）長崎県出納局物品管理室  
（提出期限）令和7年7月15日 17時00分
- 9 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 10 入札の場所及び期日等
- （場所）長崎県庁行政棟1階入札室  
（期日）令和7年7月30日10時00分 開始
- 開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。
- （郵送による場合の入札書の受領期限等）  
（受領期限）令和7年7月29日 17時00分（必着）  
（提出先）長崎県出納局物品管理室  
（その他）郵送による場合は一般書留郵便、簡易書留郵便、又は特定記録郵便のいずれかの方法により上記受領期限内必着のこと。
- 11 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金  
免除する。
  - (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札書開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

#### 12 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状（委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。）の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

#### 13 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(10)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。なお、(7)及び(15)から(19)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
- (3) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (4) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (7) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- (8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (10) 同等品承認のなされなかったもので、入札をしたとき。
- (11) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (12) 入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がない等、入札者の意思表示が確認できないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県への届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）。
- (13) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (14) 入札書に記載された金額が訂正されているとき。
- (15) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
- (16) 代理人が入札したとき。
- (17) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
- (18) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
- (19) 内封筒に、入札番号又は入札物品名のいずれか若しくはその両方の記載がないとき。
- (20) 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めたとき。
- (21) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき

#### 14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

## 15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等  
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

## 16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
  - ① Student and teaching devices (Prefectural Junior High School, Nagasaki Area), 432 units
  - ② Student and teaching devices (Prefectural Junior High School, Northern Area), 432 units
  - ③ Student and teaching devices (Prefectural Junior High School, Prefectural central Area), 432 units
- (2) Delivery period:  
November 14, 2025
- (3) Delivery place:
  - ① Nagasaki Prefectural Nagasaki Higashi Junior High School
  - ② Nagasaki Prefectural Sasebo Kita Junior High School
  - ③ Nagasaki Prefectural Isahaya High School Attached Junior High School
- (4) Time-limit for tender by registered mail:  
5:00 p.m. July 29, 2025
- (5) Date and time for the opening of tenders:  
10:00 a.m. July 30, 2025
- (6) Point of Contact:  
Goods Management Office, Treasury, Nagasaki Prefectural Government.  
3-1 Onoue-machi, Nagasaki 850-8570 Japan  
TEL. 095-895-2881

---

**選挙管理委員会告示**


---

**長崎県選挙管理委員会告示第21号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の50分の1の数及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに県議会議員選挙区別の3分の1の数は次のとおりである。

令和7年6月17日

長崎県選挙管理委員会  
委員長 渡邊 敏則

1	50分の1の数	21,427	人
2	総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	233,918	人
3	県議会議員選挙区別の3分の1の数		
	長崎市	110,954	人
	佐世保市・北松浦郡	69,462	人
	島原市	11,687	人
	諫早市	37,014	人

大 村 市	26,855	人
平 戸 市	7,940	人
松 浦 市	5,735	人
対 馬 市	7,745	人
壱 岐 市	6,734	人
五 島 市	9,732	人
西 海 市	6,943	人
雲 仙 市	11,300	人
南島原市	11,631	人
西彼杵郡	18,796	人
東彼杵郡	9,659	人
南松浦郡	4,931	人

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通  
(八二四)  
(八九五)  
二二  
一一  
四一

印刷所  
長崎県  
長崎市樺島町八番十二号

株式会社  
クイック  
プリン  
ト  
寺田宏  
弥